

みんなで 支え合う ともに生きる 東京へ

さ さ

あ

と う

き ょう

とう きょう と しょう がい しゃ り かい そく しん およ さ べつ かい しょう すい しん かん じょう うれい
—東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例—



東京都

障害を理由に
困ったり、悲しい思いを
しなくてすむよう
東京都では、平成30年10月に
条例を定めました。
「東京都障害者への理解促進及び
差別解消の推進に関する条例」です。
この条例に基づき
様々な取組をしています。

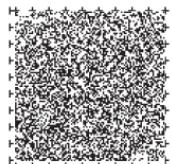


社会の中に見受けられる差別

わたしたちの
まわりで
こんなことが
ありませんか？



▼音声コード「Uni-Voice」



専用アプリなどで読みとると
内容を音声で聞くことができます。

病院で…



●アパートやマンション探しで…



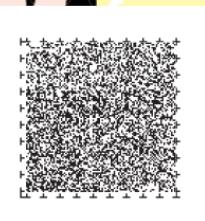
● 駅で…



どうしよう
届かないわ
つかえて
あつ



路上で



●スーパーのレジで…

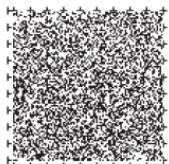


誰もがともに生きる社会を目指して定めました

とう きょう と しょう がい しゃ
東京都障害者への
り かい そく しん およ
理解促進及び
さ べつ かい しょう すい しん
差別解消の推進に
かん じょう れい
関する条例



とう きょう すべ ひと
東京にいる全ての人が、
たが ひと みと
お互いに、その人らしさを認
あ い な が ら い
め 合 い な が ら ともに生きる
しゃ かい め ざ
社会を目指しています。



じょうざい
条例の3つのポイント

1

しょうがい り ゆう さ べつ
障害を理由とした差別をしてはいけません

★行政機関等・事業者(お店など)は、
ふ とう さ べつてき とりあつか
「不当な差別的取扱い」をしてはいけません。

ふ とう さ べつてき とりあつか きん し
不当な差別的取扱いの禁止とは…

しょうがい ひと たい せいとう り ゆう しょうがい り ゆう
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由と
して、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供に当
ていきょう きよひ ていきょう あ
たって場所や時間帯を制限したり、障害のない人には付け
ばしょ じ かんたい せいげん しょうがい ひと つ
じょうけん つ
ない条件を付けることなどはしてはいけません。

れい こうつう しょうがい り ゆう でんしゃ の
例 交通で…障害を理由として、バスや電車に乗るのを
ことわ 断つてはいけない。



★行政機関等・事業者(お店など)は、「合理的配慮の提供」をしなければなりません。

合理的配慮の提供とは…

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除いてほしいとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で、その障害者本人にあった対応をすることです。

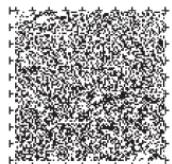
合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と話し合い、お互いに理解し合いながらともに対応案を検討することが重要です。

例　・お店で…障害者本人の要望を受けて、筆談対応などをすること。



※ 東京都は、国に先駆けて、都内の事業者(お店など)による「合理的配慮の提供」を義務としました。

令和6年4月1日から、法改正により日本中どこでも、事業者による「合理的配慮の提供」は義務となりました。



じょうけい
条例の3つのポイント



こう いき し えん そう だん いん はい ち 広域支援相談員を配置しています

しょうがいしゃ か ぞく じ ぎょうしゃ みせ
障害者やその家族、事業者(お店など)から
そだん う
相談を受けています。



とうきょう と しょうがいしゃけん り よう ご 東京都障害者権利擁護センター(広域支援相談員)

●電話 : 03-5320-4223 (平日午前9時～午後5時)

●FAX : 03-5388-1413

●メールアドレス : syougaisyakenriyougo@
section.metro.tokyo.jp

●相談受付フォーム :

<https://logoform.jp/form/tmgform/928203>



す く し ちょうそん そだんまどぐち い か とうきょう と
お住まいの区市町村の相談窓口は、以下のとおり、東京都
ふく し きょく らん 福祉局のホームページからご覧いただけます。

とうきょう と ふく し きょく しょう がい しゃ そだんまどぐち
東京都福祉局 > 障害者 > 相談窓口 >
じょうがい り ゆう さ べつ かん そだんまどぐち
障害を理由とする差別に関する相談窓口



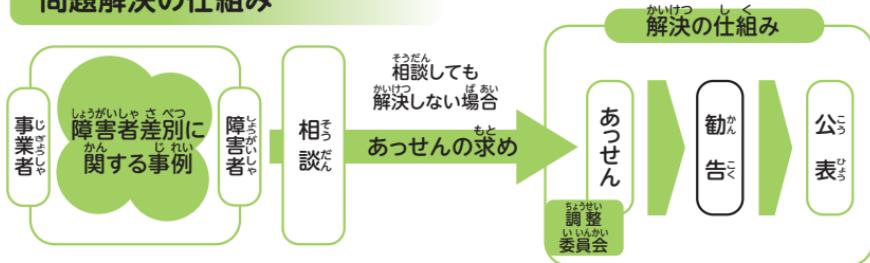
じょうざい 条例の3つのポイント

3

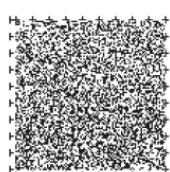
もん だい かい けつ し く 問題解決の仕組みがあります

こう いき し えん そう だん いん そう だん かい けつ むずか もん だい
広域支援相談員に相談しても、解決が難しい問題は
ちょうせい い いんかい そうだん かい けつ むずか もん だい
調整委員会に相談することができます。調整委員会は事案
おう かんこく こうひょう おこな
に応じて、あっせん・勧告・公表を行います。

問題解決の仕組み



- あっせんとは、調整委員会がそれぞれの事情を聴いて
解決を目指すことです。
- 勧告とは、東京都が事業者に対し、必要な対応を求める
ことです。
- 公表とは、特に悪質な事業者を、広く都民に知ら
せることです。



し 知っておきましょう しゃ かい てき しょう へき しょう がい しゃ かい 「社会的障壁と障害の社会モデル」

しょうがいしゃ ひ せいかつ おも こころ からだ
障害者が日ごろ、生活しにくいと思うことは、心や体の
しょうがい しゃ かい げん いん しゃ かい しゃ かい
障害のみでなく、社会にも原因となるバリア(社会的障壁)
かんが しょう がい しゃ かい
があるという考え方を「障害の社会モデル」といいます。

とうきょうと しょう がい しゃ かい かんが じょうれい
東京都では、この「障害の社会モデル」の考え方で、条例を
さだ かんが
定めています。

さま ざま 様々なバリア

たと おんせい でん
例えば、音声のみで、電
しゃ と し
車が止まったことを知らせ
ちょう かく しょう がい ひと
ても、聴覚障害のある人
わ
は分かりません。

けい じ ばん つか も じ
掲示板を使って文字で
つた ちょう かく しょう がい
伝えれば、聴覚障害のある
ひと わ
人も分かります。

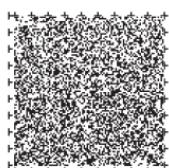
このようにバリアをなく
すことと、だれ く
誰もが暮らしや
すくなります。

じこ うんてん
事故のため運転を
みま みま
見合させております



障害の特性に応じて異なる手段や方法を確立

そのとき わたしたちにできる 合理的配慮の提供



病院で…



お呼びします
スタッフが
お呼びします

今あいている
部屋を使つて
ください。

じつは
ひとご
人混
みが
苦手
です
くる
しい

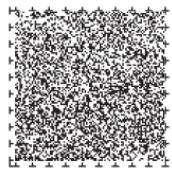


順番を
抜かされた
かたま
あの方も待つ
いるんですよ

ください
お待ち
安心して



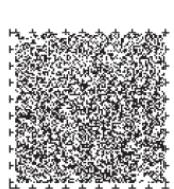
●アパートやマンションを探しているとき…



駅を利用していふとこ…



●道で迷つてゐるとき…



レジで… スーパーの



「ヘルプマーク」

えんじょ ひつよう かた
援助が必要な方の
ためのマーク



えんじょ はいりょ ひつよう
援助や配慮の必要なことが
がいげん かた
外見からわからない方のため
のマークです。

み つ かた み
身に付いている方を見かけ
たら席をゆづるなど、思いやり
のある行動をお願いします。

お問い合わせ先：東京都福祉局障害者施策推進部企画課

電話：03-5321-1111(内線33-226)

FAX：03-5388-1413



「ヘルプカード」

こま
困ったときに
て だす もと
手助けを求める
ためのカード

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



しょうがい かた さいがい じ
障害のある方などが、災害時
にちじょうせいかつ なか こま
や日常生活の中で困ったとき、
じょう い ひと て だす もと
周囲の人に手助けを求めるた
めのカードです。
れんらくさき て だす
連絡先や手助けしてほしいこ
となどが書いてあります。記載内
よう そ か き さいない
容に沿った支援をお願いします。

障害のある人との コミュニケーションにあたって

★対応の基本

- ① 相手の人格を尊重し、尊厳を守り、相手の立場に立って対応します。
- ② 困っている方には進んで声をかけます。
- ③ コミュニケーションを大切に、柔軟な対応を心がけます。
- ④ 言葉遣いやプライバシーにも配慮します。

★障害のある人と接するための対話の手段

障害者本人にあつた方法で話す必要があります。

コミュニケーションがうまくいかないときは、見えていなかつたり、聞こえていないで伝わっていないことはないか、言っている内容が理解できているか等、相手の様子を確認し、例えば、筆談、手話、点字、読み上げ、身振り、ゆっくり話す、分かりやすい表現に置き換えることなどを検討しましょう。

そして、お互いのことを考えて理解するようにしましょう。



みんなで支え合うともに生きる東京へ

東京都の障害者差別解消に向けた取組の紹介

●障害者差別解消法ハンドブック

障害者差別解消について、理解を深めることができます。



●障害者差別解消に関する事例集

合理的配慮の好事例集や、広域支援相談員が受けた相談事例集などを作成しています。



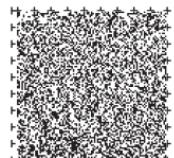
●ウェブサイト「ハートシティ東京」

障害者のことやサポート方法、障害者差別・虐待の相談先を知ることができます。



東京都福祉局のホームページに掲載しています。

東京都福祉局>障害者>障害者施策>
障害者差別解消と権利擁護>
障害者差別解消に関する普及啓発



障害者に対する障害を理由とした差別を
なくしていくためには私たち一人ひとりが
障害のある人のことを「知らない・分からない」
とせず、理解することが大切です。

東京都は、これからも「みんなで支え合う
ともに生きる東京」を目指し、障害者差別解消を
推進するため普及啓発などに取り組んでいきます。
一緒に具体的に行動していきましょう。



お問い合わせ先

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-4559(ダイヤルイン) FAX：03-5388-1413

令和元年9月発行、令和6年4月改訂
発行：東京都福祉局障害者施策推進部企画課

編集・デザイン：株式会社ドウ・アーバン 印刷：株式会社まこと印刷
印刷物規格表 第一類 印刷番号 (7)96



合紙パルプ配合率60%再生紙を使用

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。